農薬、園芸用及び林業用化学品。肥料。食品保存用化学剤。なめし剤。ペイント、ワニス、ラッカー。木材保存剤。着色剤。天然樹脂（未加工のもの）。塗装用・装飾用・印刷用及び美術用の金属箔及び金属粉。せっけん。香料、薫料及び香水類、精油、化粧品、ヘアローション。歯磨き。照明用のろうそく及び灯芯。薬剤（医薬用のもの）及び獣医科用剤。医療用の衛生剤。食餌療法用食品・飲料・薬剤（獣医科用のものを含む。）・乳児用食品。サプリメント及び動物用サプリメント。殺菌剤、除草剤。鉄製品、小型金属製品。機械及び工作機械。手持ちの工具及び器具（手動式のもの）。刃物類。携帯武器（火器を除く。）。かみそり（電動式のものを含む。）。電気の伝導用・開閉用・変圧用・蓄電用・調整用又は制御用の機械器具。計算機、データ処理装置、コンピュータ。コンピュータソフトウェア。外科用・内科用・歯科用及び獣医科用の機器。整形外科用品。乗物。陸上、空中、又は水上の移動用の装置。貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した製品であって他の類に属しないもの。宝飾品、宝玉、宝玉の原石。楽器。紙・厚紙及びこれらを材料とする商品であって他の類に属しないもの。印刷物。写真。文房具。美術用材料（文房具）。教材（器具を除く。）。止具用・電気絶縁用・断熱用及び防音用の材料用に押出成形されたゴム、ガム及びプラスチック。フレキシブル管（金属製のものを除く。）。革及び人工皮革並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属しないもの。獣皮。むち、引き革及び馬具類。建築材料（金属製のものを除く。）。金属製でない建築用硬質管。金属製でない運搬可能な建築物。モニュメント（金属製のものを除く。）。家具、鏡、額縁。木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、鯨のひげ、真珠母及びこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品（他の類に属するものを除く。）。家庭用又は台所用の器具及び容器。くし及びスポンジ。ブラシ（絵筆及び塗装用ブラシを除く。）。ブラシ製造用材料。清浄用具。ガラス製品、磁器製品及び陶器製品。ロープ、ひも、網、テント、オーニング。織物用糸。織物及び織物製品（他の類に属するものは除く。）。ベッドカバー。テーブルカバー。被服、履物及び運動用特殊靴、帽子。レース及びしゅう布、リボン及び組ひも。ピン及び針類。造花。じゅうたん、ラグ、マット。ゲーム用品及びおもちゃ。体操用具及び運動用具。クリスマスツリー用装飾品。食肉、魚、家禽肉及び食用鳥獣肉。肉エキス。保存処理・冷凍処理・乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。食用ゼリー、ジャム、コンポート。卵。ミルク及び乳製品。食用油脂。コーヒー、茶、ココア及び代用コーヒー。米。食用穀粉及び穀物からなる加工品。パン、ペストリー（生地）及び菓子。氷菓。砂糖、はちみつ、糖みつ。酵母，ベーキングパウダー。食塩。マスタード。食酢，ソース（調味料）。香辛料。氷。穀物並びに農業、園芸及び林業の生産物であって他の類に属しないもの。動物（生きているものに限る。）。生鮮の果実及び野菜。種子。自然の植物及び花。飼料。麦芽。ビール。ミネラルウォーター・炭酸水及びその他のアルコール分を含有しない飲料。果実飲料。シロップその他の飲料製造用調製品。アルコール飲料（ビールを除く。）。たばこ。喫煙用具。マッチ。建築物の建設。修理。取付け工事。電気通信。輸送。物品のこん包及び保管。旅行の手配。材料処理。教育。訓練の提供。娯楽の提供。スポーツ及び文化活動。科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計。工業上の分析及び調査。コンピュータのハードウエア及びソフトウエアの設計及び開発。飲食物の提供。一時宿泊施設の提供。医業。動物の治療。人又は動物に関する保健衛生及び美容。農業・園芸及び林業サービス。個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス。

二

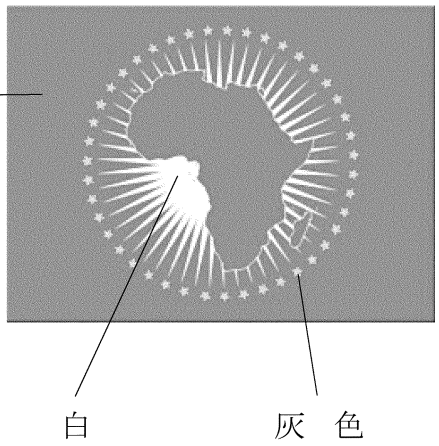


○経済産業省告示第二百十六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ連合の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十七年十月六日

経済産業大臣　宮沢　洋一



○経済産業省告示第二百十七号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際度量衡局の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十七年十月六日

経済産業大臣　宮沢　洋一



緑